

令和3年度 第11回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日 時	令和3年9月15日（水）9時30分～11時13分
開催場所	横浜市役所18階 みなと4・5会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、上野委員、片谷委員、酒井委員、田中稻子委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	押田委員、五嶋委員、藤倉委員
開催形態	公開（傍聴者 4人）
議 題	1 (仮称) 北仲通北地区B-1地区新築工事 計画段階配慮書について 2 (仮称) ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書について
決定事項	令和3年度第9回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する
議事	
1 令和3年度第9回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。	
2 議題	
(1) (仮称) 北仲通北地区B-1地区新築工事 計画段階配慮書について	
ア 意見聴取の依頼	
イ 計画段階配慮書手続きについて事務局が説明した。	
特になし	
ウ 計画段階配慮書について事業者が説明した。	
エ 質疑	
【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、委員の方からただいまの御説明につきまして、御質問、御意見ありましたら、お願ひしたいと思います。いかがでしょうか。中西委員、どうぞ。	
【中西委員】 御説明ありがとうございました、横浜市大の中西です。私、都市計画の専門の立場から少し幾つか質問といいますか、意見を述べさせていただきたいと思います。大きくは3点あるかなと思います。	
一つ一つ述べていきますが、まず、建物の大きなボリュームですか、あるいは広域的な目で見た場合の「景観」といったものへの配慮について伺いたいと思います。基本的に大きな言葉ではですね、例えば説明資料のスライドで言うと50ページですね、「周辺の街並みとの調和に配慮した計画として進めていく」というふうに書いてありますが、あの地区、御存知の通り非常に観光的な意味でもですね、それから街並み形成という点でも、非常に色々な狙いとかいろいろルールとかある地区ではあります。そういうときに、街並みとの調和と言ってもどうなるのか、ということが問題になってくると思います。本来は建物の大きなボリュームですか、配置の段階からいろいろ考えなくてはならないと思いますが、敷地の形状あるいは高層であることを考えると、そう大きく場所が変わるわけではないとは言いつつもですね、一応特に例えばランドマークタワー側とかですね、そちらから見たときの眺望、特に汽車道ですね、ああいったところ、観光的にも非常に重要な場所だと思っていまして、そこから見たときの配慮、それは低層だけじゃなくて、多分上の方にもですね、影響してくることかなと思っております。ですので、考え方があれば伺っておきたいとい	

うのがありますが、全体を通してみて低層の方への配慮は見られるのですが、高層の方も抜かりなくと言いますか、コントロールをですね、景観の面でも、それから実はヒートアイランド現象が、風の通りも大事ですので、そういう面からもですね、よく検討いただきたいということで、質問というよりはリクエストということになります。それが1点目です。

2点目はですね、歩行者ネットワークです。非常にウォーカブルなまち（居心地が良く歩きたくなるまちなかのこと）を目指していることもありますので、これも何回も歩行者ネットワークという言葉出ておりますので、十分お分かりとは分かってはおります。ただし、単に通りやすいということ、あるいは来街者を分離するというだけではなくて、実は住宅がたくさん入りますので、人の流れの発生源にもなるということだと思います。働きに来る人がやってくる、あるいは、（やってくると）いうわけじゃなくてこの地区から働きに行くという人の流れの発生源になるわけでして、そうしますと、駐車場の配置をコントロールするだけじゃなくて、そもそもこの建物を発生源とする人の流れみたいなものもよく注意しないと、結構インフラへの歩行者的な負荷が増えるのではないかなど、車両等の錯綜とかですね、あるいはもっと言いますと、鉄道駅への負荷がちょっと心配なところではあります。特に馬車道駅、桜木町駅両方とも、それなりの容量を持っていると思いますが、なにせボリューム増えた建物が近年増えておりまして、そういう意味では、ボリュームの面で調整するというのは難しいというのは承知しておりますが、やはり流れの面では少なくとも、非常に気をつけていただく、例えば出入り口の設置とかですね、そういう基本的な動線計画というものを注意深くやっていただきたいなということが2点目になります。

それから3点目ですね。3点目は、ちょっと今の話と同様なのですが、2点目と3点目をほぼ一緒に言ってしまいましたが、周辺との配慮の中で歩行者ネットワークの連続性という観点だったのですが、エリアマネジメントの範囲ですね、エリアマネジメントを導入するというふうに書いてあるのですが、この建物だけでエリアマネジメントあっても仕方ないというところがありまして、他の地区、他の建物、他の団体との連携という中で、よくネットワークの調整とかを図ることが、結果として地域全体のネットワークをしっかりと形成するということに繋がりますので、一番最後に書いてある内容に近いと思いますが、これは少し前倒し的と言いますか、調整を早めに始めていただいて地域全体にとって負荷が減って、なつかつ向上に資するような計画となるように心がけていただければというふうに思います。

すいません、2点目と3点目は少し同じような要素が入ってしましましたが、私の意見としては以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございました。事業者の方、現時点で今、御指摘のありました3点について、御回答いただけるようであればお願ひいたします。

【事業者】 まず、一点目のボリュームなり景観といったお話をございますが、やはり北仲エリアというのはですね、おっしゃるとおり、みなとみらい21地区の新しいまちということと関内地区のですね、古くからの結束点といったところでございます。やはりその両方をですね、加味した形で今後計画の方は進めていきたいというふうに思ってございますので、先生のおっしゃ

るとおり、低層棟と高層棟という中で、どちらも非常に観光の位置づけにしても、景観ということにも配慮していかなければいけないなということで、こちらとしても考えているという状況でございます。

続きまして、2番目の歩行者ネットワークでございます。やはり住宅棟ができるということで、人の流れの発生源となるということをおっしゃったとおりでございます。今回ですね、A-4地区のところですね、歩道橋を設置するということで、馬車道の駅に対し流れというのをある程度潤滑に流れるような形をとってございますので、そういう面も含めまして人の流れについても、今後調査した上で検討していきたいというふうに考えてございます。

最後のエリアマネジメントに関しては、確かに物件だけではエリアマネジメントというのはなかなか難しく、もう既にこの北仲地区にはエリアマネジメントの組織があるものですから、今後その団体とですね、協力しながらですね、またこの建物の北側に一部広場を設置する予定でございますので、その広場の活用なんかも含めまして、連携をとりながら企画も検討していきたいという状況でございます。

以上でございます。

【奥会長】 ありがとうございます。中西委員、よろしいでしょうか。

【中西委員】 リクエストとして非常に何と言いますか、人が多い側に向いていますので、もう御承知とは思いますが、いろいろ配慮すべきこと、あるいは色んなリクエストがあると思いますが、十分対応していただければと思います。ありがとうございました。

【奥会長】 よろしくお願ひいたします。他の委員はいかがでしょうか。田中修三委員、どうぞ。

【田中修三委員】 スライドのですね、40番にありました「土壤汚染」の状況を示したスライドがございましたね、ちょっと出していただけますか。計画区域、スライドの上の方に指定の34番とか169番という形で要届出区域とか要措置区域が指定を受けている土地があるのでけれども、今回の計画区域とこの届出区域や措置区域の指定がされているところ、同じ埋立地のようですが、場合によっては土壤汚染があるかもしれないということで、今日の御説明の中にも「土壤汚染が発覚した場合には、土壤汚染対策法に基づいて対策をとる」と書いてあったのですけども、土壤調査の計画といいますか、予定といいますか、ある程度立てていらっしゃるのでしょうか。

【奥会長】 はい、お願ひいたします。

【事業者】 土壤の調査につきまして、我々事業主の方で、既に地歴調査の方は実施しております。その結果としましては、土壤汚染の可能性は小さい、という評価が出ております。ただですね、土地所有者様が、自主的に過去に実施された調査がございました。それについての我々も存在が分かったという状況でございますので、その内容をこれから精査して、もし土壤汚染等があるような状況であれば、法令に遵守しながら適切な対応は実施していきたい、というふうに考えております。

【田中修三委員】 既に指定を受けているところと今回の計画区域、非常に近いので同じ頃に埋め立てされた可能性があるので、もし同じ土壤等を使って埋立てられておればですね、土壤汚染があるということも考えられますので、ある程度計画の中に入れておいていただいた方が実際に見つかった場合にです

ね、かなり計画がずれ込むことがありますので、どこかに念頭に置いていただければと思います。

【事業者】 はい、かしこまりました。

【奥会長】 よろしいですか、田中修三委員。

【田中修三委員】 結構です。

【奥会長】 ありがとうございます。それでは、菊本副会長、お願ひします。

【菊本委員】 私からは69枚目のスライドの「地盤」に関連したことを少しお伺いしたいと思います。

配慮の内容については、基本的にこういう内容でよろしいかなというふうに感じましたけれども、ボーリング調査をこれから実施して現況把握した上で、ということですけども、既存のボーリングデータなど、そういうデータの存在というのは確認されているか、ということをまずお伺いしたいと思います。

【事業者】 地盤調査につきましては、今年の4月にもう既に現地の方で調査を実施しております。調査の結果からしますと、概ねですね、G L-10mから20m程度のところに支持層がある、といったことの調査結果という状況でございます。またですね、敷地の南北軸に対してですね、谷のような多少落ち込みがある、といったところまで、今把握しているということでございますので、その辺を踏まえまして、構造等も含め検討を進めていきたいというふうに考えております。

【菊本委員】 分かりました。基礎形式についても何か大体どういう形式、杭基礎が多いのかなと思いますけども、考えておられる計画とかありますか。

【事業者】 まだ、これから計画している最中という状況でございますので、その結果の中での構造をどのようにするか、ということはこれからでございます。

【菊本委員】 分かりました。高層建築ですので、支持地盤まで基礎を挿入して安定的な構造にするとは思います。それなので、液状化が少々起こっても建物自体は問題ないのかなというふうに感じます。ただ、液状化対策をそれなりに行っておかないと、その基礎の抜け上がりと言うのですかね、周辺地盤だけが落ち込んで、建物と高低差と言うのですかね、そういうのができる可能性があるので、その辺は御留意いただきたいなと思います。

もう一つはですね、ここに少し関連したことですけれども、周辺の地盤の液状化が起こったり、いろんな変状が発生したときに、津波が起こるような地震が来る可能性ももちろんありますし、周辺の方ですね、歩行者とかあるいは周辺の建物に居る方とかですね、避難をするような、そういう配慮というのができるのかな、というのをちょっとお伺いしたいのですけれども。

【事業者】 まず、津波というようなお話、地震なんかも含めてございますが、この北仲エリアにつきまして、全体ですね、A-4地区に津波の避難施設というのが設置されております。そことの連携ということで、一番最初の歩行者ネットワークということもありましたが、歩道状のデッキを設ける予定でございますので、そちらの方に容易に避難ができるような対策をしていきたいというふうに考えております。

【菊本委員】 分かりました。現況の御説明をいただいた写真の中でアパホテル（B-2地区）が出てきたと思うのですけれども、アパホテルもこういうアセス

の計画で議論をされた（事業名“（仮称）アパホテル&リゾート＜横浜ベイタワー＞新築工事”、第1分類事業の意）と思うのですけども、その時にやっぱり周辺の歩行者の方とか、例えば避難の方ですね、そういう方にに対する配慮というのもお考えいただいたと思うので、そういうことも計画に含めていただくと非常に有意義だと思います。以上です。

【事業者】 かしこまりました。

【奥会長】 お願ひいたします。それでは片谷委員、お願ひします。

【片谷委員】 配慮書を見せていただきまして、今御説明も伺って、計画段階配慮の内容を全部の項目に丸をつけていただきて、積極的な姿勢を見せていただいているということだろうというふうに理解いたしましたが、配慮事項がたくさんこう並んでいるものが、全て同じウエイトということはおそらくないだろうと、横浜市の配慮書の制度の中で、そこまで質問でお尋ねしているのかどうかというのはちょっと迷うところではあるのですけれども、事業者さんとして、特に重点的に配慮する必要があるという認識をお持ちの部分がどこなのか、私の想像では、中西委員が御指摘されたようなところが一番重いのかなとは思うのですけれども、事業者さんのサイドとしては、どういう認識をお持ちなのかということを可能であれば、ちょっと御説明いただけるとありがたいと思います。

【事業者】 了解いたしました。どの条項もですね、満遍なくと言ってはなんなんですが、我々としては極力配慮しながら計画をしていきたいというふうに考えてございます。ただ昨今ですね、やはり省エネですとか、緑化環境に関する事項、並びにやはり先ほどの地震とかの安全対策と言ったところについては、非常に重要視しているといった状況でございますので、そういう面については可能な限り配慮していきたいというふうに考えてございます。

【片谷委員】 ありがとうございます。今後のアセス手続きにおいてという意味でされども、今満遍なくとおっしゃられたのは基本姿勢としてはもちろん必要なことですけれども、やはり重点を置くべきところに重点を置いていただくという要素も必要だと思いますので、そういった認識で進めていただきたいということを意見として申し上げておきたいと思います。以上です。

【奥会長】 ありがとうございました。田中伸治委員、お願ひします。

【田中伸治委員】 御説明の中で高層棟が共同住宅ということでボリュームとしては、住宅の割合が多いのかなと思うのですけれども、住宅の戸数は何戸ぐらいになる予定なのでしょうか。

【事業者】 現状、今700戸前後という状況でございます。

【田中伸治委員】 駐車場として、確かに400台分というような数字があったかと思うのですけれども、もともと基準で求められている台数は計算すると何台分になるのでしょうか。

【事業者】 附置義務台数は、この400台でございます。

【田中伸治委員】 基準の数字で計算すると400台分ということですか。分かりました、ありがとうございます。

【奥会長】 よろしいですか、田中伸治委員。

【田中伸治委員】 はい、結構です。

【奥会長】 横田委員、お願ひします。

【横田委員】 2点ほどお伺いさせていただきたいと思います。

一つが（スライドNo. 56, 57、配慮事項の）5番、6番のグリーンインフラ、それから緑化関連の質問になりますけれども、地区計画の中で、北仲通北再開発等促進地区の緑化面積14.87%という数字が出ているのですけれども、14.87%がどのように指定された緑化面積なのかということをお伺いできればと思います。広場として位置づけられている空間があるかと思いますけれども、これはプロムナード沿いの店舗沿いの空間で、比較的植栽としては樹木であるとか緑道に近いようなイメージなのですけれども、例えば屋上緑化もこういったところに入ってくるのかということかと思いました。

2点目は、水際の構造として、高潮というのが少し気になっていまして、（スライドNo. 64、配慮事項の）13番目の項目になりますけれども、例えば満潮時に低気圧がきて少し水位が上がってくるというような状況で、この高潮、この運河の水位がプロムナードの高さとどれぐらいの現状、関係性にあって、どういったリスクがここにあるとお考えか、このあたりを少しお伺いできればと思います。

【事業者】 まず緑化ですね、14.87%といった内容でございますが、この北仲通北地区の地区計画においてはですね、緑化率5%ということが最低限の基準ということでもって決められております。その地区計画をですね、決める前のですね、地区計画の企画提案書（北仲通北再開発等促進地区地区計画企画提案書の意）というものがこの地区エリアには提出されておりまして、その中にですね、緑化率14.87%ということが記載をされて、明記されているといった状況でございますので、我々の敷地としましても、14.87%というものを達成できるように計画をしていきたいというふうに考えてございます。

2番目ですね、高潮と水位といった状況でございますが、現状の水位と地盤との高さというところ、すみません、詳細にというところはありますが、高潮に限られて津波も含めまして、津波ですとこのエリア3mまでの高さの恐れがあるといった状況でございます。そういうものに対しまして、浸水の被害もあるということも加味しまして、地下への出入口ですか、1階の出入口の部分にはですね、防潮板を設置するというようなことも対策として実施していきたいというふうに考えてございます。

【横田委員】 ありがとうございます。地区計画の図が配慮書の資料の13ページにあって、この場所が比較的大きな広場の機能を持たせるような、ゾーニングになっていると思うのですけれども、現状（配慮書p. 1-8の図1.3-1施設配置図）の広場Cは、水際の歩行空間になっています。一方で、（高層棟の）住宅の方々から考えますと、低層棟の屋上というのはかなり広い面積を占めていて、緑化のあり方がかなり環境配慮としても重要になってくるのかなと思いますけど、屋上緑化基盤もやはりその基盤環境としてきちんと雨水対策も図れますし、あるいはこのあたりの公園に出ている生物を見ると草地環境を作ったり、水辺を作るということも、かなりそのネットワークに対する期待もできると思いますので、生物多様性の配慮と住棟利用者の方々の自然との触れ合いの観点から低層棟の屋上の活用のあり方を、良い事例も、二子玉川ライズがありますので、是非検討していただければというふうに思っています。

高潮の件はありがとうございます。やはり少しリスクが検知できるような仕組みというのがとても大事なのではないかなと思っておりまして、そ

ういったところをこういった広場空間を使って、例えば、防災の教育の場にするとかですね、何か御検討できないかなというふうに思いました。以上です、ありがとうございます。

【事業者】 屋上緑化について、回答が漏れてございました、申し訳ございません。

おっしゃる通り低層棟のですね、屋上のお部になると思うのですが、屋上緑化に関しましても、ヒートアイランド対策なんかも含めまして検討してまいりたいというふうに考えてございます。

【横田委員】 ありがとうございます。高層棟と低層棟の接続関係も是非、具体的に検討いただければと思います。

【奥会長】 ありがとうございます。田中稻子委員、どうぞ。

【田中稻子委員】 スライドの61ページ（配慮事項(10)）の「ライフサイクルを通して排出される温室効果ガスの抑制」のところに関連して、（スライドp.59、配慮事項(8)）「低炭素電気の選択」にも関連するのですが、御質問させてください。

供用後のことなのですけれども、建物をつくる段階で、もちろん温室効果ガスの排出が削減できるような機器を選ぶとかそういうことも重要ですし、建物の工夫もされているということを理解したのですが、供用後の運用にかかるエネルギー消費由来の温室効果ガスというのが、非常に大きいです。運用時、供用後に、どのように温室効果ガスの抑制を図るのかというあたりの方針をお聞かせいただきたいと思っています。特に、例えば、低炭素電気の調達の誘導をテナントとして入った事務所ですか、店舗に対して、管理側がコントロールできると思うのですけれども、住宅棟（高層棟の意）の場合はあまりそういうことがうまくいかないかなと思うのですが、何か運用時の低炭素化について、考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

【事業者】 低炭素化のことに関しては、おっしゃったのは初期のですね、主要設備といったところで、そういう主要なものを採用していくということは事業主として検討していくといった状況でございますが、（住宅の）専有部につきましては、まだまだこれから今後の検討といった状況でございます。建物全体と言ったところでいきますと、供用後の長期修繕といった中で、やはり機器の見直しですとか、極力そういったものが発生しないような管理運営方法というのもございますので、そういうものを含めまして、今後の検討というふうにさせていただきたいと思ってございます。

【田中稻子委員】 はい、分かりました。機器の見直しは当然されると思うのですが、やはりどのように運用していくか、それは実際、利用者側にとってコストを下げるということにもつながりますので、そういったエネルギー・マネジメントをどうされるかというのも是非前向きに御検討いただければ幸いです。ありがとうございます。

【奥会長】 よろしくお願ひいたします。宮澤委員、どうぞ。

【宮澤委員】 教えていただきたいことが一つあります。高層建物の場合に、いつも私は申し上げているのですけど、おしまいのところですね、建物の寿命が、対応年数が尽きて解体するという、そういう状況のところで、今回建設に当たって、解体時を想定した配慮、何かそういうものをお考えであるのか、もしお考えがありましたら教えていただきたい。

【事業者】 タワーの建替えはなかなか日本国中探してもあまり事例がないといった

状況でございます。やはり今後のですね、やはり住宅のそういう維持管理ということも含めまして、高強度のコンクリートを使うとかですね、そういう採用の検討はしていくといった状況でございます。ただやはり解体時がいつになるかっていうところが、まだ先の話という状況でございますので、そういうことを踏まえた維持管理も含めまして、今後の検討というふうにさせていただきたいと思ってございます。

【宮澤委員】 リクエストです。残念ながら、今建てるることを作ることに専念した議論はされているのですけれども、必ず終わりのときが来る。そのときにその世代の人々にどのくらいの負荷をかけるのか、あるいは環境に負荷をかけるのか、ということもある程度想定して、それは全面的なことはできないのは分かりますが、一つでも二つでもですね、建設において、解体期を考えた建設というのを、こんなふうに工夫をしたのだというのを、できればこれだけ立派な事業者さんが集まっているので一つか二つ、今回お示しいただければ大変ありがたいと思います。以上です。

【奥会長】 御要望ということで。

【事業者】 今後の検討とさせていただきたいと思ってございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。他はいかがでしょうか。私の方で、手は挙げていらっしゃる方は確認できませんが、大丈夫ですか、他の委員の方、よろしいでしょうか。ないようでしたら、私から1点。

解体工事というのも入っていますけれども、今計画地はもう建物は建っていないということだと思いますが、駐車場として今利用されているのでアスファルトですか、それを撤去するという、そういう内容の解体工事という理解でよろしいですか。

【事業者】 おっしゃる通りでございます。

【奥会長】 分かりました。それからもう1点。「圧迫感」の低減ですか、「風環境」に配慮するということで、建物等の形状等を工夫される、というそういう表現が出てきていますけれども、既にこの計画地周辺、非常に高層の建物が林立しているような状況で、建物単体だけではなく、周辺の高層建築物も含めて、その圧迫感の低減、先ほど景観の話も出てきましたけれども、それから風環境への配慮というのは、考えていただく必要があろうかと思います。具体的に形状等の工夫というふうに言ったときに、どこをどのように工夫されるということなのか、詳細をちょっと御説明いただければと思います。今考えていらっしゃること。

【事業者】 風環境に対しまして、一般的には建物を丸くすればですね、風の流れがスムーズになったりとかっていうこともあります、そういうものを踏まえながら計画の方は進めていきたいと思っていますが、現状ではまだという状況でございますので、今後の計画の中で、検討をしていきたいというふうに考えてございます。

【奥会長】 分かりました。これから詳細は詰めていかれるということですね。

【事業者】 あと景観につきましても同じくですね、この北仲通北地区ですね、デザイン等ガイドライン（正しくは「北仲通北地区デザインガイドライン」）というのがありますので、周辺の建物を踏まえまして、そういう配慮した圧迫感にならないようなものを検討していきたいというふうに考えてございます。

【奥会長】 分かりました。今後そこの詳細は計画が煮詰まっていく中で、ここでこ

の場で、またお示していただけるということになるかと思いますので、よろしくお願ひいたします。他の委員の方、よろしいですか。田中伸治委員、どうぞ。

【田中伸治委員】 先ほどお聞きしたことで、ちょっともう1回、御質問なのですけれども、駐車場の台数ですね。基準通りで700戸に対して400台という御説明だったのですけれども、横浜市建築基準条例を見ますと、商業地域ですよね、だとすると、戸数の十分の二以上ではないかなと思ったのですけど、ちょっと私の認識違いでしたら教えてください。

【事業者】 地区計画（正しくは「北仲通北再開発等促進地区地区計画の変更企画提案書(2020年3月)」）においてですね、戸数の50%以上ということが決められているといった状況でございます。

【田中伸治委員】 共同住宅に対してですか。

【事業者】 はい。

【田中伸治委員】 そういうことですか。要はですね、ずいぶん台数多いなと思いまして、これだけの台数が出入りするとなると、この地区的道路に対しての負荷がそれなりに大きくなりますので、それがちょっと心配でお聞きしました。以上です。

【奥会長】 他は、よろしいでしょうか。よろしいようでしたら、それでは事業者の皆様ともありがとうございました。御退出をお願いいたします。

【事業者】 どうもありがとうございました。

（事業者退出）

オ 審議

特になし

（2）（仮称）ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業第2分類事業判定届出書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 補足資料について事業者が説明した。

ウ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、委員の方から御質問、御意見ありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。田中修三委員から前回、御質問、御指摘あつた件ですね。

【田中修三委員】 よろしいですか。はい。まず、最初に追加の説明書の作成と、それから丁寧な説明をしていただきまして、ありがとうございました。今日、見せていただいた（補足）資料ですね、9ページの図3-3をちょっと見せていただけますか。

はい。これですね。（資料共有画面を）もうちょっと下げていいいただけますか。ごめんなさい、上げるのですね。はい、結構です。

これを見てもお分かりのように、入江川というのは今回の計画区域から比較的近くにあってですね、影響は絶対ないとは言えないような地理関係にあるということが分かると思います。

前回の説明ではですね、排水口からの排水の影響として放流先の運河に対する解析評価をなされて説明されたのですが、この入江川に水質の

環境基準が設定されてまして、入江橋がおそらく一番河口側の水質の基点だと思うのですけれども、この水質の環境基準が設定されてる水域に對しての評価がちょっと不十分というか、漏れてるような印象を受けましたので、前回指摘させていただいて、これに対する説明もお願いしたわけでございます。

今回ですね、現況を整理していただきまして、現況の（入江川の）水質との値からですね、仮に排水がこちらの方に満ち潮のときに上がってきたとしても、それほど大きな水質の変化はないであろうという結論だと思います。内容的にはこれで結構かと思います。

私が前回感じたのは、今回配慮書の資料を基にフルアセスをするか否かと、フルアセスまで必要かどうかというような重大な審議をしないといけないのですけども、そのときにちょっと根拠となる資料として放流先の運河の解析がなされたのですが、環境基準の設定されている近傍の水域に対する評価が漏れてましたので、これではちょっと不十分かなと思いまして、指摘させていただきました。

私個人としては今回の内容で十分納得できるものだと思います。以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。他の委員の方はいかがですか。手を挙げている方はいらっしゃらないかな、よろしいでしょうか。御意見等ございませんか。特に御質問、御意見ないようでしたら、事業者の皆様どうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。

エ 審議

【奥会長】

追加で御意見等がございますでしょうか。ありましたらお願いいいたします。御意見等がないようでしたら、事務局に今後の進め方の確認をしたいと思いますので、事務局、御説明お願いします。

【事務局】

今後でございますが、これまで御指摘の内容につきましては、事業者が全て説明しておりますので、事務局としましては、これまでの審議内容を踏まえて答申案を作成したいと思います。つきましては、本日、答申案まで御審議いただければと思います。

【奥会長】

はい、分かりました。

まず、補足説明が必要な事項はもう無いということで、それでよろしいですね、委員の皆様、はい。では、答申案の審議に移らせていただきたいと思います。

第2分類事業の判定基準がございますので、それに基づいて、確認をしていきたいと思います。事務局の方で審議内容を整理して、説明をしてください。

【事務局】

はい。今ですね、判定基準を今画面に表示させていただいております。

第二分類事業の判定基準ですが、四角に囲ってございますが、①②いずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めて、その以降ですね、フルアセスを行う手続きの必要があるとなります。

では、まず①から見ていきたいと思います。まず、①ですけれども、環境影響を受けやすいと認められる対象が存在し、かつその対象にですね、相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかになります。環境影

響を受けやすいと認められる対象としましては、そこに3ポツ挙げてございますが、まず1つ目、汚染物質が滞留しやすい地域、これについてどうかということですが、これにつきましては大気汚染物質が滞留しやすいかどうか、また閉鎖性の高い水域かどうかというところが焦点となります。大気につきまして事業者の説明としましては、本地域は平坦で通風も確保されているため、汚染物質が滞留しやすい地域ではないという御説明がありまして、特に委員の方からも御意見はございませんでした。

水質についてですが、水質につきましては事業者の方としましては、排水先の恵比須運河は横浜港であり、横浜港は閉鎖性海域である東京湾の一部であります。干潮による一定の水交換は行われていると、よって閉鎖性の高い水域であるかどうかについては、ちょっと判断はできない、判断はできないけれども、先ほど補足資料で御説明ございましたが、入江川については、自社（の排水）がより濃度が低く、また周辺水域と排水濃度は同程度であるということ、今度の排水につきましては基準より厳しい目標値を設定し管理していくという御説明、また設備点検等の保全措置も実施していくと、また、テレメーターで横浜市にデータを送付するということも考えているということの御説明がございました。委員の方からの御意見につきましては、閉鎖性海域かどうかというところに関しては、閉鎖性海域である東京湾の一部であるから閉鎖性海域の一部であると考えるといった御意見がございました。

また、影響につきましては、今、田中委員から御意見いただきましたけれども、事業者の補足内容というのは十分納得できるものでありますといった御意見を今いただいたところでございます。

2ポツ目の方に移ります。人の健康の保護、生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設や地域があるかどうか、そういったところになります。対象としましては、事業者の方からは学校や病院といったものの地域はございますが、それに対する影響というのではありませんという御説明がございました。これに関しましては委員の方から特に御意見等もございませんでした。

3ポツ目の自然度が高い植生の地域かどうかといったところについては、対象地域というのは埋立地であり、そういったものはございませんというのが事業者からの御説明で、委員の方からも特に御意見はございませんでした。

②の方に移ります。②は環境の保全を目的とした法令、条例等により指定された対象が存在し、かつ、そこに相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかといったことになります。

指定した地域につきましては、一部ですね、特別緑地保全地区や、ふれあいの樹林といった一部の区域はございますけれども、一定程度の距離があるということ、直接的な改変を行わないということから本事業による影響はないという事業者の説明でした。これに対して、委員の方からの御意見は特にございませんでした。

また、付け加えさせていただきますと、判定につきましてはですね、片谷委員より前回、御意見がございまして、本研究所は既存の研究所がございまして、その施設でも一定の条件が分かっていると、それ以上悪いということが想定されないというので、判定としてはフルアセスは

必要ないのではないかといった御意見がございました。ただしですね、企業の社会的責任として環境配慮しつつ事業を進めていくということを必要というのは、審査会から述べることが必要ではないですかといった御意見をいただいております。以上が審議内容の御説明となります。

【奥会長】 はい、ありがとうございました。

事業者の方からは、総じて本事業による相当程度の影響を及ぼすおそれはないという、そういう説明がこれまでございまして、委員の皆様にも御審議いただいたところでございます。問題はないと、相当程度の影響を及ぼすおそれはないということなので、その先のフルアセスに進む必要はないという、そういう結論でよろしいでしょうか。特に異論のある方はいらっしゃいませんか。大丈夫でしょうか。それでよろしいようありましたら、その方向で事務局から答申案を示していただきまして、その説明をしていただきたいと思います。事務局の方で、答申案、準備されていますか。

【事務局】 はい、従来の集合形式の審査会であれば、直接委員の皆様にその場で案をペーパーにてお配りするところなのですが、オンライン形式になっていますので、ただ今からメールで送付させていただきますので、御確認いただければと思います。

また、傍聴者の皆様には、直接、答申案をペーパーで配布いたします。

委員の皆様のお手元にメールが届くまでの間は、画面に共有いたしまして、御説明をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、それでよろしいですね。はい、では、そのようにお願いします。

オ 答申案について事務局が説明を行った。

カ 質疑

【奥会長】 はい、御説明ありがとうございました。

このような答申案でいかがでしょうか。御意見ございますか。よろしいでしょうか。

【委員一同】 (賛同の様子)

【奥会長】 うなずいてらっしゃる方が見えますが、よろしいですね。それでは、御意見がないようでしたら、答申案は案をとりまして、答申という形で確定をさせていただきたいと思います。よろしいですか。はい、ありがとうございました。では、そのようにさせていただきます。これで答申といたします。

それでは、本件に関する審議はこれで終了となります。

- 資料
- (仮称) 北仲通北地区B-1地区新築工事に係る配慮市長意見書作成のための意見聴取について (依頼) (写) **事務局資料**
 - (仮称) 北仲通北地区 B-1 地区新築工事 計画段階配慮書に係る手続について **事務局資料**
 - (仮称) 北仲通北地区B-1地区新築工事 計画段階配慮書の概要 **事業者資料**
 - (仮称) E N E O S 株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判

定届出書に関する指摘事項等一覧 事務局資料

・(仮称) E N E O S 株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判

定届出書に関する補足資料 事業者資料

・(仮称) E N E O S 株式会社 研究開発拠点建設事業が環境に及ぼす影響に係る答申(案) 事務局資料